

## ケーブルプラス電話 端末設備貸出サービスに関する契約条項 (FTTH施設用)

### 1. ホームゲートウェイ機器の貸出

- (1) 当社は、お客様に対し、ケーブルプラス電話サービスの提供を受けるために必要となる当社が別途指定するホームゲートウェイ機器 (種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換およびIPルーティング等の機能を有するものを言い、以下「ホームゲートウェイ機器」という。) を無償で貸与します。

### 2. ホームゲートウェイ機器の設置および撤去等

- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所 (ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り、) に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2) お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3) ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要な物品等およびホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) 当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

### 3. ホームゲートウェイ機器の使用および保管等

- (1) お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。
- (2) お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己もしくは第三者のための担保として提供し、または使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造もしくは改変し、またはお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3) お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器 (以下「代品」という。) を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器 (以下「故障品」という。) を当社に返却するものとします。
- (4) 前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、お客様に対し、第5条 (貸与機器費用) に定めるホームゲートウェイ機器代金相当額を請求できるものとします。

### 4. ホームゲートウェイ機器の返還等

- (1) お客様は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返却が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事の依頼を行うこととします。
- (2) ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社または当社が指定する業者が行うものとします。

### 5. 貸与機器費用

項目	金額
ホームゲートウェイ機器	15,000円/台 (不課税)

### 6. 責任の範囲

- (1) 当社およびKDDI株式会社 (以下「当社等」という。) は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失または毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失が認められない場

合は、この限りではありません。

- (2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、当社等に故意または重大な過失が認められない場合は、この限りではありません。
- (3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、当社等の故意または重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。